令和７年12月５日　石津陽子　一般質問資料　①

更新日：2025年5月27日

# 公園遊具の使用禁止措置について

## 対象公園、遊具

公園管理事務所が管理する都市公園（指定管理公園を含む）582公園のうち、法定点検でハザードレベル3と判定された遊具

## 今後の方針

1.まずは一律に使用禁止措置を講じます。

2.補修によりハザードが解消できるものは、ハザード要因に応じた対策を講じた上で、早期の使用再開を目指します。

3.補修ではハザードの解消が難しいものは、対象遊具を更新（同等の機能をもった新しい遊具を設置）又は撤去します。

対策は遊具の使用頻度や現場条件などを考慮しながら順次進めてまいりますが、数年かかる場合もございます。

◆公園遊具での遊びを楽しみにしているお子さまや保護者の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆さまの安全を最優先で対策に取り組みますので、何とぞご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◆主なハザード要因

| ハザード要因 | 写真 | 危険性と対策案 |
|---|---|---|
| 落下時基礎露出 | | 遊具から落下した際に、露出した基礎に頭部などをぶつける重大な怪我に繋がる可能性があります。<br>基礎を埋めるかゴムチップ等によりカバーを施します。 |
| 有害な隙間 | | 遊具の隙間により頭部や胴体、指などを挟みこむことで、重大な怪我をする恐れがあります。<br>遊具の隙間は、子どもの頭部や胴体が入らない構造、または通り抜ける構造とする必要があります。 |
| 固い設置面 | | 遊具から落下した際に、固い地面によって重大な怪我をする可能性があります。<br>コンクリートやブロック等を取り除くか、ゴムチップ等により設置面をカバーします。 |

浜松市ホームページより

HP はこちらから確認

7月17日　石津撮影

城下公園＠天竜区二俣

使用禁止遊具の表記

令和７年 12 月５日　石津陽子　一般質問資料　②

# 【はますくヘルパー　Instagram　独自アンケート結果　】

アンケート実施期間：９月１日～９月１４日
アンケート対象者：子育て中または子育て経験者
回答数：195 件

★利用内容拡充についての具体的なご意見を聞かせてください（自由記載）

**→現在は保護者が在宅でないと利用が出来ないが、**
**その点を気にしている方が多い。不在でも利用が出来て欲しい希望が多い。**

利用内容拡充についての具体的なご意見を聞かせてください。
（例）
・保護者、子ども共に体調不良時以外の受診の付き添いを可能にしてほしい　など

82 件の回答

・どんな人が来るか分からない不安。シッターのかおりさんやあいかさんのようにSNSで顔出ししていたり、どんな活動をされている人なのか分かったらお願いしたいと思える
・自分の休息のために1時間1000円以上の利用料金を払うのに抵抗がある(補助がもう少し拡大すると利用しやすくなる)子育てママたちは育休中だったり専業主婦だったりで収入が無い人が多く、お金を使うことにハードルを感じている人が多い。
・親が在宅していなくても利用できるようにしてほしい(子供の急な体調不良でも自宅で見ていてもらえると助かる。病児保育はハードルが高い)
・支援内容の拡充と同時に、制度を周知することも必要。現在、産前産後の助産師訪問があるため必ず制度の説明はあるが、さらっとしか説明されないためもっと分かりやすい説明があると良いと思う。その際に、その場で申請ができると助かる。

まずは地域、スーパー、幼稚園、学校でチラシを回して認知させるのも重要だと思う。
インスタ等のリンク先もそこに載っていればアクセスしやすい

保護者や子どもが体調不良の時でも付き添ってほしい。保護者が家に居なくても家のことをやってほしい。

祖母に子供を1日見てもらう時、慣れてないだろうなと少しの時間でもはますくヘルパーを利用したいと思いましたが、両親がいないと利用できませんでした。

第三子(1歳)の付き添い入院のときに、病院まで食事を届けてもらったり、上の子達の食事作りを頼みたかっ

82 件の回答

ネットで簡単に申し込みできるようにしてほしい。
事業者がたくさんあって、違いを調べるのが大変。

子どもの保育園送迎を可能にして欲しい
サポート時に外出OKにして欲しい

3人目を出産しましたが、上の子(4歳と２歳)を連れてのワンオペ外出が大変でよく利用しています。双子だと利用可能時間が長くなるように2人目3人目でも利用時間の拡大を検討してほしいです。

どんな人が来るのか、どんな感じで家事等をやってくれるのか口コミやレポートがあまりないのでイメージが湧かず使いにくい。どこの事業所に頼んだらいいのかよくわからない。

小学生くらいまでに引き上げてほしい。事業者への申し込みもオンラインで、いつ利用できるのか一目でわかり、そのまま24時間いつでも申し込めるようにしてほしい。

兄弟の保育園、子ども園への送迎が困ったりしたので、それがお願いできたら助かります。出産後、熱の時の兄弟の送迎などにも。
あと、利用料金がわかりにくい。
高いイメージでお願いしにくい。

兄弟児の療育や受診時に一緒に付き添ってもう一人の子供を見て欲しい。
数日分の料理の作り置き依頼を可能にして欲しい。

手続きや実績の管理など全てオンラインで完結して欲しい。利用時間と期間を拡大して欲しい。

最初の利用がイメージつかなくてしにくい。妊娠前から繋がりがあっても良いかと思った。

親がいないときのお留守番、1時間程度
習い事の送迎

親の通院や買い物など親の不在時に預かってもらいたい

どなたに何が頼めるのかリスト化されてると選択しやすい

買い物同行もしてくれると助かる。一人で買い物へ出ると赤ちゃんを抱っこしながら大荷物になる事が多く、日々大変だから。
不可能ではあると思うが親子共倒れで寝込んだ時こそ育児・家事代行をしてくれると1番助かる。

利用内容拡充についての具体的なご意見を聞かせてください。
（例）
・保護者、子ども共に体調不良時以外の受診の付き添いを可能にしてほしい　など

82 件の回答

不在時にも利用したい、ネットで空き情報がわかると有難い

夜がワンオペになるので夜の時間を増やしてほしいです。

子供を出産して入院中に上の子を見てもらいたい時に、保護者が居なくても見てもらいたい。(例えば９時から15時の間のみ)

発達障害がある子供も知識や経験等のある方にお願いできると安心できます。

・料理の作り置きを可能にして欲しい。
・来てくれる方の会社の特徴を予め知ることができるように、案内用紙に簡単でいいから書いて欲しい。
・ヘルパーの存在を案内してくれる時に、過去の具体的な利用例を教えて欲しい。

夜間、どうしても無理な時に繋がる先がほしい

出産してそのような制度があることを知りましたが、育児があまりにも大変で文字を読むことも申請することもやる気がありませんでした。
マタニティの時などまだ余裕があるうちにご紹介していただけると嬉しかったと今思い返せば思います。

病児保育的なことがあると助かる（金額は増額で）、保護者が在宅していなくてもある程度の年齢からはみてほしい。

健診や予防接種以外の受診でも付き添い可能にしていただきたいです。また、多胎児の場合は150時間にしていただき本当に助かっていますが、1回2時間で週3回利用すると6ヶ月で終了してしまいます。その頃から離乳食が始まることを考えると、さらに利用時間を拡大していただけるとありがたいです。また、シルバー人材センター以外は自己負担額が大きくなるため、公費負担も増額していただけるとさらに利用しやすいです。

保護者の急用や通院などに見ていてほしい

病児の家

歯医者や美容院、持病の病院、買い物など子どもがいると行けないことがあるので、見ていてもらえると非常に助かると思います。

●申請は産前産後のママには大変。母子手帳交付時や、保健師訪問の時にその場で一緒に書類を書いて全員が申請済みになるといいと思う。●利用時間1日4時間までは、1日助けて欲しい時に厳しい。1日に使える時間数を増やして欲しい。●事業所によっても設定金額は違うが、1時間500円程度でお願いできればも

保護者、子ども共に、体調不良時に利用したい

親の体調不良時に、通院している間の子どもの見守りをしてほしかった。
育児中に通院ができず悪化したことがあったので。

幼稚園のお迎えの時、赤ちゃんを見てもらえたり、園行事の時など自分の家で見てもらえると助かる。
または、自分が子供と外遊びしてる間に家事をしてもらえると助かる。

もうすぐ助成回数が終わってしまうけどまだまだヘルプに来て欲しいので、もっと利用可能時間を増やしてほしいです。

保育園の送り迎えをして欲しい。保護者不在でも子供を見れるようにして欲しい。

公費負担額を上げてもらえると、もっと遠慮なく利用できます

子育て支援広場で、紹介。特に、実際にヘルパーとして活動してくださっている方が、子育て支援広場に出向き、こんなことしますよ、こんなことできますよ、と経験を交えて話してくださると、その場で質問もできるし、頼みやすい。

写

衛生第 307 号
令和７年７月 15 日

各保健所長　様

衛生課長

犬猫展示即売会に係る第一種動物取扱業登録申請について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 10 条の第一種動物取扱業の登録申請について、厳正な確認をしていただいているところです。

昨今、県外等から多数の犬猫を輸送し、イベント会場等において短期間の展示販売を行う、いわゆる犬猫展示即売会にかかる第一種動物取扱業登録申請において、申請書類のみでは、飼養施設が環境省令で定める基準を満たすことの確認ができない事例がありました。

つきましては、下記のとおり取り計らい、法の適正な執行に遺漏無きよう願います。

記

1　犬猫展示即売会の形態で動物取扱業（販売業）の登録を申請する者については、法施行規則第２条第３項に基づき、以下の書類の提出を求めること。

(1) 申請時に販売を計画するすべての犬猫について、各個体ごとの体長、体高、展示中にそれぞれを収容するケージ等の大きさ及び一体型・分離型の別を並記した一覧表（以下「一覧表」という。）

(2) 運動スペース分離型飼養を行う犬猫について、各日におけるそれぞれの運動スペースの場所、大きさ及び運動スケジュールを記載し、運動時間等が基準に適合していることを確認できる計画表（以下「運動計画表」という。）

2　１で提出された書類について、実際に販売される犬猫が変更となり、「一覧表」または「運動計画表」の記載内容に変更が生じた場合、販売の３日前までに変更した一覧表及び運動計画表を提出するよう指導すること。

3　１で提出された書類について、記載内容が環境省令で定める基準に適合していないと認めるときは、法第 12 条第１項に基づき登録を拒否すること。

２で提出された書類について、基準に適合しないケージや運動スペースにて展示する犬猫については、展示販売させないよう指導すること。

担　　当　動物愛護班
電話番号　054－221－2347